

参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和三十一年四月十日(火曜日)午後二時二十四分開会

提出、衆議院送付)
○首都圏整備法案(内閣提出、衆議院送付)

委員の異動
四月六日委員小笠原二三男君辞任につき、その補欠として森崎隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君
近藤 信一君
委員 伊能繁次郎君
西岡 ハル君
平井 太郎君
武藤 常介君
村上 義一君
政府委員 建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省住宅局長 鎌田 隆男君
首都建設委員 会事務局長 松井 達夫君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 房参事官 水野 岑君

委員

○委員長(赤木正雄君) ただいまから委員会を開会いたします。
委員変更の件を御報告申し上げます。四月六日小笠原二三男君が辞任せられ、補欠として森崎隆君が選任されました。

政府委員

建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設省住宅局長 鎌田 隆男君
首都建設委員 会事務局長 松井 達夫君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員 房参事官 水野 岑君

建設大臣官 房参事官 水野 岑君

本日の会議に付した案件
○地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二部

建設委員会會議録第二十二号 昭和三十一年四月十日【参議院】

ある職種につきましてここに抜粋をいたしたわけでございます。地域別としては北海道、宮城、東京、兵庫、徳島、熊本、この六ヶ所を選んで掲載したわけでございます。

それからその次の表としまして、今回の地代家賃統制令の改正の大修繕というのを、十五坪ぐらいのうちに三万円以上かけた修繕を大修繕といふことにしたい、こういう御説明を申し上げましたが、その修繕といふものを、具体的にどういう修繕箇所で三万円くらいになるかということにここにあげたわけでございます。この例では、これはいろいろな形で修繕が行われると思うのでございますが、この例では土台、それから柱の下部の腐つた場合、それから屋根の一部が破損している、外壁がはがれ、破損している、それから外周の造作が腐つておるといふようなもの、それからそれにつれて、といたひさし、その他が腐つておるといふような事例が一つ多いと思つたので、一番多い事例につきまして拾上げたわけでございます。それを資材費、労務費、運賃その他というふうな区分に従いまして分けて、この程度の修繕をいたしまして約三万円程度になるであろうと、こういうふうなきめられるのでございます。その資料でございます。

それからその次の表は、この半枚のもの、一枚の表とがくっついておりますが老朽住宅の調べでございます。

これは昨年の住宅調査をやりましたものから抜粋をいたしましたものでございますが、現存しております日本の住宅がどんな老朽状態にあるかということと、昨年の住宅調査のときに一部抽出でかなり詳細に調べてございます。この詳細に調べてみました件数は約二万戸程度のものでございますので、全国ありましてその中の一千何百万戸といふものの中から見ますと、わずかでござい

ますけれども、大体一般調査で修理を要するなというふうに見られましたものの中で、老朽状態がどういふふうになつておるかということと二万戸について調べたのでございます。その結果に基きまして、この半枚の表にありますが、東京の二十三区では大体この損耗減点、あとで御説明申し上げますが、損耗減点、損耗の度合が三〇%ないし五〇%のものが四・二%、それから五〇%ないし六〇%のものが一・六%、六〇%ないし七〇%のものが一・六%、七〇%ないし八〇%のものが一・三%、それから八〇%ないし九〇%が一・九%、九〇%ないし一〇〇%のものが〇・八%、その合計で、全体のうちの要修理戸数というのが一八・八%ある、こういう結果が出ております。これは東京の二十三区で大体二割弱のものが修理を要する家屋であるということが出ていますのでございます。その一八%の中に各修理の要する度合と申しますか、老朽が進んでおります度合をここに表わしましたのが上の数字でございます。で、その各度合がどのくらいのパーセンテージの家があるかということとをこ

の表は示しておるわけでございます。

この老朽の減点の方法というのは、その次の表にございます。一枚の方の表でございますが、これはいろいろの老朽度合の調べ方がございまして、この方法は、各建物の部分を六つの部分に分けて、外周基礎と、それから外周の土台、柱、外壁、屋根、ひさしと、こういうふうな六つの部分に分けて、それぞれ損耗の度合を、これくらい損耗したものは何点の減点であるといふふうにあらかじめきめて、これに基いて一つ一つの家について調べていったのでございます。その結果が、前の表がその結論の集計でございます。ここに現われております減点の数字は、大体この程度の損耗をいたしておりますと修理費がこれくらいかかるという、それに比例した数字をここに設定してございます。でありますから、この減点せられた合計点数が、大体その家屋を修理するときに必要な最初の建設費に対する割合、こういうことになるわけでございます。ですから、この減点率を調べて、法によりまして、老朽度合を調べて、数字がかりに八十点と出ますと、その家屋を完全な状態に修理するために、新築の八〇%費用がかかる、こういうふうに出るようになっておるわけでございます。そういうふうなやり方でございますから、前の表に戻りまして、七〇%ないし八〇%といふものは、つまり新築家屋並みに直すためには、新築に要する費用の七〇%ないし八〇%かかるというところでございます。現在私と

もが建てかえを要するものとして老朽住宅といつておりますのは、この減点方法でいいます百点以上のものを、もう価値がないもの、むしろ建てかえをした方がいいというものとしまして、老朽住宅と申しておるわけでございす。百点以下のものは要修理住宅、こ

ういうふうな考へております。その次、統制下にあります家屋がどんなふうな修理せられておるのかという御質問がありましたので、それにお答へする意味でこの資料を提出して

ります。その統制家屋の修理状況、この修理の有無を調べておりますが、全

都市では、修理をしたものとしないうものに分けてまして、したものが、二十八年年度の調べでございすが、二十八年度中に修理をしたものが約二割でございす。八割は全然修理をしない。しかしこれは一年間の修理の有無でございすから、割合に修理をして

いるということが言えるのでございす。もつともこの修理は非常に小さな修理まで入つておまして、根本的な修理に

触れているとは考えられせんけれども、まあ修理を二十八年度中にしましたのが一九・九%、二割ばかり修理をいたしております。それから修理の個

所は、どんなところをしたかということとを、右の方の表につけ加えておきましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

経まして、今日の地代家賃統制令というものになつてゐる状況をここに表わして

その次の表は、統制額の改訂、この統制令の中に統制額を政府が定めることになつておるのでございすが、その統制額を改訂した経過を示して

おります。昭和二十二年から三十一年まで、数回にわたつて改訂、この間にもちろんインフレが高進したわけでございすが、それに連れましてこういうふうな数次にわたつて改訂をいたして

おります。以上資料につきましての御説明を簡単に申し上げました。

○石井桂君 今回の地代家賃統制令の一部を改正する法律案の中の、この修繕に對して家賃の値上げを認められるようにいたしました、この修理状況のパーセンテージの表もございすが、一体どういふふうな修理の能率が上るかということの目当てが

ありになりませんか、あつたらば、予想を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(鎌田隆男君) 今回の改正をやりました、果してそれだけの、大

修繕といふことで、家賃の改訂を申請してくる件数が出るかといふことは、予想がなかなかむずかしいことではあります、一応私ども、今、年間三万件ぐらひは出てくるであらうといふうな予想を立ててゐるわけでござい

す。○石井桂君 そういたしますと、住宅政策をお立てになりますときです、ね、たとえば三十一年度は四十三万戸といふふうにして、公営住宅の第二次の三

十三年計画ですか、そういうもののやんのかの場合に、老朽住宅を何戸見込んで

いて、それが何パーセント老朽住宅の方の老朽化防止ができるかといふこと

を、きつと考へられてゐると思ふのですが、その關係について御説明願へま

せんか。○政府委員(鎌田隆男君) 今回の改正をやりました、その全体の住宅の供給計画に影響をどういふふうに与えるか

といふことに關連しての御質問だと思ひますが、私もこの今の供給計画を

立てますときに、老朽住宅といふものを確かにあげてございす。この老朽住宅は、すでに先ほども御説明申し上げ

ました。それから老朽度の進行するものとして、約五万戸の老朽住宅をあげて

るわけでございす。この老朽住宅五万戸をあげておりますのは、これもやは

り先ほど御説明申し上げました、この老朽度が進行する度合は、先ほどの

調査によりましてわかりましたので、その進行度合に應じて計算をいたし

てみますと、大体年間五万戸程度の住宅の老朽が進行していくとい

う考へ方に基きまして、今まで九〇%であつたものが一〇〇%になつてしま

う。そのパーセンテージはどのくらい進むかといふことをこの調査から出して

てみますと、大体年間二%くらい進むようでありす。でありますから、九

十八点のものが百点に一年間になるわけ

です。そういう進行度合を考へま

して、それが五万戸といふふうな推定をいたして、あの基礎計画に出て

るのでございまして、それとこの六十点、七十点、その辺の要修理住宅の修

理といふものと間接には關連があらうかと思ひますが、直接の關連はないよ

うに考へておるのでございす。○石井桂君 そうすると、毎年二十五

万戸新しく供給するのですが、老朽化するのですか、そのうちの五万戸だけ

から一〇〇%になるのだ、こ

ういふ話で、何か三万戸と五万戸の

計画を考へると、何かまだ足りないよ

うに思ふのですけれどもその辺どう

すか。○政府委員(鎌田隆男君) 二十五万

戸の新規需要といふのは、ちよつと御説明が足らなかつたかと思ひます

なるべく修理するように薄利の資金でも貸して、老朽化防止の修繕を促進するような方策をするということも一つの方法かと思うのでございます。あるいは補助までできれば、これは一番いいかも知れませんが、なかなかそれは個人のうちが主でございますから、そこまではむづかしいかと思うのでございますが、まず一つの方策としては融資対策というように少額の金の貸付の問題につきましては、前の増築貸付をやってみました経験上も、なかなかむづかしいものだということですが、最も最近感じているのでございしますが、そういうようなことも考え合いますれば、あるいは一部貯蓄というように金をやりまして、それでまたその金の融資というものと結びつき、貯蓄と融資との結びつき、そういうようなものも考えられることでございします。そこで一部実はその試験的に始めたのもあるものでございますが、今度の住宅融資保険法のあたりと関連をもちまして、うちの修繕をしたいという方々が集まりまして低額の貯蓄をする、そうしてある一定の額に達しますれば、その倍額なら倍額を融資する、それでうちを直して、で、あとなくずしにまた足りない分を貯蓄していく、こういうようなやり方を一部始めたところもございします。そのような方法もこの成果を見まして、また全国的にも推し進めるようなことも実は考えておるわけでございします。なかなかむづかしい政策でございますので、十分検討をいたしたい、こういう考えでございます。

○石井桂君 私は地代家賃統制令の一

部を改正する法律案の、修理した場合の家賃を値上げせられるという条項の改正は、老朽化防止について非常にいい条文だと思つてゐるんです。そこで老朽化防止についてのことをしつこくお聞きしておるんですが、今鎌田局長の御答弁によると、腐つておるものをどうにかしたいという考えが主のようでありまして、これはやはりもっと積極的に耐火構造をうんと普及すれば、老朽化防止に勢いなるんじゃないかと、この考えがあるはずだと思つてゐるんですが、そこで老朽化防止の何といひますか、根本的の防止対策というのはやはり耐火構造の普及ということにあると思つてゐるんですが、そういうふうなお考えでおられるかどうか。

○政府委員(鎌田隆男君) もちろん木造住宅ではいかに手を加へましても、寿命を幾分長くするといふことはできませんが、その寿命はおのずからあるわけでございします。そこで確かに石井委員のお話のように、全体腐りにくいものを作るのが大事じゃないか、これはもうほんとにどうもごつともな御意見でございまして、根本的な問題としては、そういうふうな、不燃構造といひますか、耐久的な構造をとらなければならぬと思つてゐるでございます。これはどうも外国の話になつてはなはだ恐縮であります。イギリスのロンドンでは三百年前に耐火構造を促進しまして、ロンドンの町に行きますと三百年のうちはたくさんございします。日本で三百年のうちにいひますと、国宝に近いものになります。ロンドンには三百年たった家がたくさん作られております。これは何といひますと、耐久的な家のせいだろうと思つてゐるんですが、そのうう意味合いからいひましては、本法の老朽防止といひますか、対策の根本としましては耐火構造を促進することであらうと思つてゐるんですが、現状の、先ほど申し上げましたのは、現状の、今あります家を幾分でも維持していきたいという現実の問題の老朽化対策のみに触れたので、根本的対策は確かにお話の通りだと思ひます。

○委員(赤木正雄君) はかに御質疑がなければ、本法案に対する質疑はまた次回に譲りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(赤木正雄君) では、さううにいたします。

○委員(赤木正雄君) 引き続き、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、本法案について御質疑を行いたいと思ひます。政府の方から一応、この前の提案理由以上に詳細のことを御説明願ひます。

○政府委員(赤木正雄君) 公共工事前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、逐条の御説明を申し上げます。

本改正案は、保証事業会社の責任準備金と支払準備金のそれぞれ算出方法についての改正点に関するものであります。

まず第十五条の改正は、責任準備金の算出方法に関する改正でございます。責任準備金は保証事業会社の支払を確保するため設けられたものでありまして、本来保証金は徴収した保証料の範囲内でまかなうものであります。しかしながら、事業年度末におきまして翌年度に繰り越される工事があ

る場合があります。これに対する保証責任もまた翌年度に繰り越されることとなりますが、もととその責任は翌年度において徴収する保証料を充てるべきではございませんので、この危険に見合う支払準備金を責任準備金として積み立てておく必要があるものでございします。現行の積立方法は、第十五条の第一号に掲げますいわゆる未経過保証料方式によるもので、事業年度末におきましてまだ保証責任が完了してない保証契約が残っております場合は、徴収済みの保証料から保証期間の開始以後当該事業年度の末日までの期間の保証料に相当する金額を差し引きまして、その残額を積み立てることとしたてゐるものであります。この差引を行つておるわけは、保証期間が経過するのに比例いたしまして、工事も進捗し保証責任が軽減されますので、すでに経過した期間に対応する保証料まで積み立てておく必要がないという考えに基づいておるものであります。しかしながら、本法を施行いたしまして以来の経験にかんがみましますに、工事出来高は必ずしも工期の進行に比例しないのでありまして、工程が工事末期に近づくにつれて、工事が完了するにつれて、繰り越される工事が九十日以上を経過してゐるような場合におきましては、積み立てるべき責任準備金は非常に少ないものとなるのでございします。このよう理由によりまして、現行の未経過

保証料方式による積立金は要するにこれに対応する保証債務に比し十分でないといった場合が生じますので、この際保証金の支払い能力を確保するため、損害保険会社の例にならしまして、第十五条の第二号に掲げるいわゆる収支残高方式による算出方法をもあわせて採用し、二種の算出方式による金額のうち、いずれか多い額をその事業年度の決算において責任準備金として計上しなければならぬこととしたのであります。

第二号の収支残高方式と申しますのは、その年度に収入いたしました保証料から、事故があつて支払つた保証金やその年度の事業費等を差し引きまして残高を、年度末においていまだ残つておる保証責任に備へて積み立てようとするものであります。

次に、第十六条の改正は、支払準備金に関する改正でございます。現行法によりまして、支払準備金は当該事業年度において締結された保証契約に基づいて、債務の支払いに要する金額を計上いたしておるものであります。工期の延長等の理由によりまして、過年度契約となるものが少くない現状にかんがみまして、当該事業年度のみにならず、それ以前に締結された契約に基づく債務であつて何らかの事情により支払いを終らないものにつきましても、支払準備金として計上することができるよう改正を加へまして、前条の責任準備金の改正とあわせまして、保証事業会社の支払い能力の一層の確保を期した次第でございます。

なお先般お手元にお配りいたしました資料といたしまして、最近の三保証事業会社の経営状況、それからその末

尾の表に、今回の改正による責任準備金の積み立ての見込みを計算いたしたものを差し上げてございます次第でございますが、これを御参考にお供する次第でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○石井桂君 この公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正するようによりに迫られた具体的例が、最近にあるのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 具体的な例に差し迫られて、過去においてどうにも改正しなければ工合が悪いと申し上げるわけではございませんが、二十七年からこの法律が通りまして四年間やって参りまして、その年の契約のきる時期等が年度末の際になって非常に契約ができる。ことに昨年度と申しますか、地方財政の赤字の関係で、予算の始まりもおかつたというふうなことで、年度末にならないと事業が實際行われなかつたというふうな事情で、その年々の事情で変化して参ります。

そういうような地方財政の事情なんかの関係上、業界の方も現在には必ずしも好況と申すことができない状況でございますので、過去四年の経験やそういういろいろな年々の状況等から見まして、たとえばこの次の決算期と申しますか、この状況等につきましても、まあ若干準備金が保証債務に比べて不足する場合があります。先ほどこれは逐条で申し上げましたように、工事の日に平均して工事が進捗していけばいいのですけれども、御承知のように、終りころになつてはたばたとできるといったようなしわ寄せ、工期の末期に実際の工事がしわ寄せ

させられる例が多いのでありまして、終りのころになつて、その年度へ繰り越してからの工事がばたばたで来るようになりますと、保証債務は相当あるから、責任準備金の債務の方は日数に比例して用意することになるものでありますから、実際の債務は相当の分量があるのに、積み立てておく日数に比例した方の保証料の方が非常に少い。

こういう場合には非常に不安があると思ひますか、こういうことから、この制度の最初におきましてそういう経験をも十分積んで、一般の損害保険会社と同じような方式におけば、さつぱらんに申しまして、そのようないし不安を持たなくてよかつたかもしれませんが、普通の損害保険の場合は工事と関係ございませんで、火事なら火事です。工事の方は一応期間に比例して進行するわけだから一応期間に比例して今度の現行法の未経過保証料方式だけでよろうか、こういう大蔵省あたりの考え方もありまして、それ一点張りです。

やつてみたのですが、今申しましたように、日数に必ずしも比例しない。やはり損害保険会社のような方式も取り入れて、そういうような場合に備えて、損害保険がとつております取残高方式ですか、この方式のいずれか多い方をとれるようにすれば安全である。保証事業会社のそういう支払能力の安全を期するといふ意味でございまして、過去において苦しかったといふことはあるかと思ひますが、どうにもそうしなければならぬというわけではございませぬが、今後業界の状況等によりましては、三十年度のような年でございまして少し心配だといふこと

から、改正をお願いしておいたらよろう、こういう意味でお願いを申し上げておきます次第でございます。

○石井桂君 そういたしますと、平たくいへば、過去四年の経験にかながみ、これからいろいろの事象が起ることに對して用心をして、とにかく万全を期したと、こういうことに尽きるわけですね。

○政府委員(柴田達夫君) 拙えなく申すので、過去四年の経験と、今お話し通りのことで備えておくということでございます。大休お話し通りでございませぬ。

○委員長(赤木正雄君) 別に質疑はあります。本案に對する質疑はやはりこの次の委員会に譲ります。

○委員長(赤木正雄君) なおこの際、首都圏整備法案、本法案に對して逐条について政府から説明を求めます。

○政府委員(松井達夫君) 首都圏整備法案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

首都圏整備法案は、提案理由で御説明いたしました通り、東京都と社会的、経済的に密接な関係にあります。その周辺の地域を一体としました広域に、これを整備することに工業都市の育成、近郊地帯の設定による広域緑地帯の整備等の措置を講じて、首都の過大都市化の傾向を防止するとともに、首都における重要施設の整備を一そう推進し、もつてわが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都

都の建設とその秩序ある発展をはかるものでございまして、以下同法案の各規定につきまして、その概要を御説明いたします。

第一章におきましては、総則といったしまして、この法律の目的及び用語の定義についての規定を設けております。

すなわち第一条におきましては、首都圏整備委員会が総合的な首都圏整備計画を作成し、その実施の強力な推進をはかることにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展をはかるために、この法律を制定するものであることを明確にいたしてあります。

また第二条におきましては、首都圏、首都圏整備計画、既成市街地、近郊地帯等の意義をそれぞれ定義しておりますが、これらの定義のうち、既成市街地と近郊地帯について若干の説明をいたしたいと存じます。既成市街地とは、「東京都及びこれと連接する主要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域」をいうのであります。

東京都の二十三区、これと連接する川崎市及び横浜市のうち市街地と見られる区域を政令で定めたいと存じております。近郊地帯とは、「既成市街地の秩序ある発展を図るため緑地帯を設定する必要がある既成市街地の近郊で政令で定める区域」をいうのであります。この地帯は既成市街地を囲む地帯で、市街地の無制限な膨張を防止するとともに、風景地、生産力の高い農地等を保存するほか、公園、運動場等の施設を設けて既成市街地及び衛星都市の共同の利用に供する地帯であります。

第二章は、首都圏整備計画の作成、その計画の実施の調整及び推進等の事務を所掌するため、首都圏整備委員会を設置すること、並びにその組織及び運営に関する基本的事項を規定いたしましたのであります。

すなわち第三条は、この首都圏整備委員会が、その所掌事務及び権限から見て、行政委員会であること、及びその事務が広く各省にわたるものでありますので、これを総理府の外局として置く旨を定めたものであります。

第四条は、委員会の所掌事務及び権限について規定したものであり、この委員会が首都圏整備計画を作成するとともに、事業計画の作成及び整備計画等の実施に関する関係者への勧告等の措置により、関係者がそれぞれの各事業法に基づいて行う事業について、必要な調整及び推進を行う権限を有する旨を定めたものであります。

第五条から第十二条までの規定は、委員会の組織に關して規定したものであります。まず第五条で、委員会は委員長及び委員四人で組織するものとす。第六條で、委員長は国務大臣をもつて充てるものとしてあります。また委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、その任期は三年といたしております。なお委員は、この委員会がその機能を十分に發揮し、権威ある科学的、合理的な首都圏整備計画を作成してその強力な推進をはかり、またそのうちの二人は非常勤とする。第十六條では、委員会の事務局について規定したものであります。

局の職員に定員につきましては、三十一年度は予算の移しかえにより措置せざるを得ませんので、二十二名とするように本法案の附則において行政機関職員定員法を改正することとしたのであります。

第十七条及び第十八条におきましては、この委員会に諮問機関として首都圏整備審議会を置く旨を規定するとともに、審議会は、国会議員、関係行政機関の職員、関係都県の知事及び議会の議長並びに学識経験者で組織する旨を規定いたしております。

第三章は、本法案の主眼をなします首都圏整備計画の作成について規定したものであります。

まず、第二十条では、首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする旨を規定するとともに、基本計画においては、整備計画の基本となるべき事項として首都圏内の人口規模、土地利用等に関する計画を定め、整備計画においては、首都圏の中心部をなす既成市街地、その外周に接する近郊地帯及び市街地開発区域ごとに、それぞれその整備のために必要な都市施設のうちで根幹となるべきもの、並びに既成市街地と市街地開発区域間及び市街地開発区域相互間の連絡をはかるために必要な道路、鉄道、軌道等の交通施設のうちで根幹となるべきものの整備に関する事項を定めるものであり、事業計画においては、この整備計画の実施のために必要な毎年度の事業で国がみずから行うもの、または国が補助もしくは投融資等により財政的、資金的援助を与えているものについての計画を定めるものとしたしております。

次に第二十一条では、この首都圏整備

備計画の決定手続について規定してありますが、この整備計画を実施する関係行政機関及び関係都県との連絡を緊密にする必要があり、計画の決定に際しては、審議会の意見を聞くことはもちろんであります。関係行政機関の長及び関係都県の意見をあらかじめ十分に聞いて定めるものとしたこと、また、この計画が決定されたときは、これを広く公表することにしたこと、これを広く公表することにしたときは、利害関係者に意見の申し出の機会を与える等の措置を講じたのであります。

第四章は、首都圏整備計画に基づく事業の実施に関し、市街地開発区域及び工業等制限区域の指定、国の地方公共団体等に対する財政上の援助並びに整備計画の実効性を確保するために必要な協力及び報告等の措置等について規定いたしております。

まず、第二十三条について御説明いたします。首都への過度の産業及び人口の集中とこれに伴う環境の悪化、すなわち首都の過大都市化の傾向を防止するためには、首都の周辺にある既存都市を中心として産業の立地条件その他の諸施設を整備し、これを工業都市として、ときには住居都市として育成して、ここに職場を有する住居を建設し、首都へ流入しようとする人口を吸収、定着させる必要があるのであります。かかる必要に応じ、工業都市または住居都市として積極的に整備するため、既成市街地の周辺地域内の区域を指定するものとしたのがこの二十三条であります。さきにも述べました通り、この指定された市街地開発区域については、おのおの区域ごとに主要施設の整備計画を作成し、これが強

力な推進をはかることにしているのであります。

市街地開発区域においては、その人口増加に伴い、教育施設の新設または増設が大きな一つの課題であり、現行の小、中学校の建設のための補助あるいは負担に関する法律により、現実には二部授業等の不平常状態が発生した場合にのみ、それらの教育施設の建設に対し国が補助あるいは負担することになっていたのであります。が、第二十四条におきましては、市街地開発区域内において日本住宅公団等の住宅建設が集団的に行われ、それに伴い人口が著しく増加することが予定されている場合に、この住宅建設と並行して、地方公共団体が小学校または中学校の建設が実施できるような国が補助をなし得る道を開いたのであります。

なお、衛星都市の建設を強力に推進いたしますためには、以上の小中学校の建設に対する補助のほか、種々の助成策を講ずる必要があろうかと存じますので、第二十五条におきまして、宅地の造成その他必要な事項について別に法律を定めることにいたしました。

第二十七条は、整備計画に基づく実際の事業については委員会自体はこれを執行せず、それぞれ当該事業に関する法律の規定に従い、国、地方公共団体または関係事業者が実施する旨を規定したものであります。

第二十八条及び第二十九条は、整備計画及び事業計画の実効性を確保するため、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者はこれらの計画の実施に関しできる限り協力すること、及び委員会はこれらの者に對し勸告等をなし得ることを規定したのであります。

第三十条は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、国は地方公共団体に對し普通財産を優先的に譲渡し得ることを、第三十一条は、国は整備計画または事業計画に基づく事業を実施する地方公共団体等に対し必要な資金の融通またはあつせんを努めることを規定しております。

また、第三十二条におきましては、事業計画に基づき行う地方公営企業の建設、改良等に充てるための地方債について、委員会と自治庁長官とが協議して定めるものについては、特別の場合を除き、地方自治法の許可を与えるものと、企業債の円滑な許可をはかることにいたしました。

以上御説明いたしました事項のほか、本法の附則におきまして、本法の施行期日あるいは施行のため必要なる関係法律の改廃を行なったのであります。

なおこのほか、衆議院におきまして御審議の途中にこの法案につきまして修正がございましたので、この点をかいつまずんで申し上げておきたいと思ひます。

その修正いたしましたのは、委員会事務局の機構についてでございますが、第十六条に、「委員会の事務局は、委員会の事務を処理す。」、ほか二項目規定してございますが、この法案を作業いたしましたについて、当局といたしましては、とりあえず三十一年度におきましては事務局を課制程度と考えまして、法案の上におきまして特別に事務局の機構についての規定を設けておかなかつたのでございます。その理由は、先ほど申し上げましたように、事務局の定員が、予算の関係がございまして、一応二十二名という程度で充てざるを得なかつた関係で、さうしかり取り計らつたのでございます。しかるところ、衆議院の建設委員会御審議の途中におきまして、この二十二名の程度を人員をもつてこの重要な事業計画を策定して参りますのに十分ではないかという御意見がございまして、何かこの事務局の人員をもう少し三十名くらい増しまして、五十名程度の人員をもつてやるべきではないかという御意見が出たのでございまして、予算が成立いたしました現在、これを定員を増加するということができませんので、とりあえずその趣旨を休まして、各省からの定員措置でありますとかあるいは常勤勤務者の確保等によりまして、事実上五十名程度の人員をもつてこの仕事をやつていくようにすることにいたしましたのでございます。

それにつきまして、一応この法案の上では定員は二十二名でございますが、事務局の機構はその将来に備へまして、当初から整備しておいた方がよいという御意見になりまして、この事務局の機構につきまして、一条追加いたしました、第十七条といたしまして、

委員会の事務局に、次の二部を置く。

計画第一部
計画第二部
あとは計画第一部、第二部に関する所掌事務に関する規定でございますが、こういつた一条を追加するように御修正に相なつたのでございます。従ひまして、本法案の各条は一条ずつあつて送ることになるわけでございまして、かようにいたしましたので、三十一

度は予算の移しかえ、あるいは定員措置、あるいは常勤労働者の確保等によりまして、事実上五十二名程度の人員を整備しては、予算的に三十二年度につきましては、予算的にも人員を確保して整備していく、こういうことに、衆議院の建設委員会におきまして段取りになったのでございます。その点をつけ加えて申し上げます。

○委員(赤木正雄君) この法案審議のために、何か資料の御要求がりますならば、お申し出を願います。

○石井桂君 この法案の中に、既成市街地とか、近郊地帯とか、首都圏とかいう文字が出てきておりますが、それを簡単にいいますと、図面で塗って、この辺は近郊地帯とか、そういうものができた一つお出し願いたいと思う。そうすると、非常によくわかると思う。既成市街地、近郊地帯、それから首都圏、それから市街地開発区域、あの今首都建設委員会というのですか、松井さんのところできつと資料がもうできておられると思うのですが、それをとって抜き差しならぬようにするというわけではなくて、議員の勉強のために、こういうものを考えているんだという資料を、簡単にいいですから、お出し願いたいと思います。

○政府委員(松井達夫君) ただいまお申し出のありました資料、さように取り計らいまして、次回までにお目にかけたらと思ひますが、なお首都建設委員会は、御存じの通り権限が東京都の

区域だけにとどまっておりますので、その書いておりますのは一つの構想にすぎないわけではございますが、それでよろしかったら……。

○石井桂君 けっこうです。もう一つ、修正したやつを、前の法文にうまくはめ込んだやつをいただけたら、非常に見やすいと思うのですがね。これ一々直しているのは大へんですから。

○委員(赤木正雄君) 石井先生、それは正式に衆議院からそうしていただくことですか。

○石井桂君 それじゃ、けっこうです。

○小澤久太郎君 この二条に、いろいろの定義に対して政令があるのですがね。大体政令はどういうことを考えているか、一つ一応お聞きしたい。

○説明員(水野孝君) 二条の關係の政令につきましては御説明申し上げたいと思ひますが、まず第一項で、首都圏につきまして「東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域」ということになっておりますが、この首都圏につきましては、御承知の通り、首都建設委員会におきましては、東京駅を中心にして五十キロで円を描きました範囲を首都圏といたしまして、一応首都圏構想というやうなものを発表いたしましたのでございまして、その後この法案作成に当りまして、いろいろ審議をいたしました結果、なおまた各隣接の府県の御意向も伺ひいたしました結果、五十キロという範囲では非常に狭過ぎる。東京都の区域と、社会的、経済的に密接な關係を有する区域はもっと広いのではないかと、こういうふうに考えられるのでございまして、東京駅を中心にして

たしまして七十キロあるいは百キロで円を描いていく、こういうようなことにつきまして、この整備委員会が決定しましたあとで、審議会の御意見その他關係方面の御意見も十分お聞きいたしまして、慎重にまもていきたいと思います。御意見を伺ひたいと思ひます。

○石井桂君 けっこうです。

それから第三項におきまして、既成市街地につきまして「東京都及びこれと連接する格要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域をいう」ということになっておるのでございまして、先ほど逐条説明にもございまして、先ほど、東京都の二十三区と、これを連接いたします川崎市、横浜市等につきましてその市街地となる部分、こういう区域を具体的に政令で、何市町村、何字、何町というふうに政令できめていきたいと思います。

それから第四項の近郊地帯でございしますが、これは「既成市街地の近郊で政令で定める区域をいう」というふうになっておるのでございまして、現在の首都建設委員会におきましては、既成市街地の周辺約五十キロの範囲内においてこの広域的な緑地帯というものを考えたかどうかというのが一応の構想になっておるのでございまして、この十キロという幅が果して適当かどうか、そういう点につきまして、これも首都圏の区域と固く同じように、今後決定いたします整備委員会におきまして、審議会なり關係方面の御意見を慎重に

お聞きいたしました決定して参りました。従ひまして、この政令も具体的に何丁目、何字というふうに地名を政令で書いて参りたいというふうに考えておるのでございまして。

○小澤久太郎君 それから石井さんがさき資料を要求されましたが、それにつけて加えて、今年度の予算でこの首都圏の範囲内において計画に入る予算がどのくらいあるか、おわかりになっておたら、つけ加えていただきたいと思います。

○政府委員(松井達夫君) 承知いたしました。

○石井桂君 資料でなくてよろしゅうございませうか。質問で……。

○委員(赤木正雄君) どうぞ。

○石井桂君 この首都圏整備法というのは、提案理由の説明にもありましたように、過大人口の防止ということと、もう一つは新市街地の開発、そういうこと、それから既成市街地の有機的な一つの活動ができるような整備というのですか、そういうことを考えていると私は思うのですが、今までは首都建設委員会というものがあつてもっぱら東京都の建設に専念せられておつたわけですね。広域的に首都圏の今後は整備をしようという法律が今出されておられますが、従来の実績から考えて、東京都の範囲だけでも非常に御苦労になつたにもかかわらず、まあ大した成績も上げていられなかつたのじゃないかと、こう思うのですが、さらに何十倍かの区域にわたつて整備をこれからまじめにやっていくというのには、教倍の努力と工夫を要するだらうと思ひます。そこで、たとえば例を東京の水道にとりまして、人口をほうっておけば、幾ら小河内の貯水池を何カ年計画で作つても、あれは三十二年にできるやうに聞いておるのですが、小河内の貯水池の水がばいばい使えることになる人口がちょうどふえて、水が飲めなくなつてしまふというのと、全く同じだ。こういうふうなことが実際に起つておる。だから、この法案によつて過大人口の分散ができる見込みがあるかというところが一つと、それからもう一つは、今度はすでに集中された人口をさらにこれに分散ができるかどうかというこの見込みね、それを一つお聞きしたいのですが、政府から。

○政府委員(松井達夫君) 第一点と第二点の違いは、第二点の方はすでに集中した人口が分散できるかと、第一点が入つてくるのを防ぐことができるのかと、そういう工合に伺ひました。

第一点は、入つてくる人口がある程度と定めることができるかという点でございまして、東京へ集まつて参ります人口は、たとえばこの二十五年から三十年の両国勢調査の際には百六十五万ばかりでございまして、宮城県とか長崎県の一県の人口に相当するぐらい入つてきたわけではございまして、その過半数は近郊の人口が入つてきておるのでございまして、それでこの東京の近郊に衛星都市というやうなものを育てまして、そこに職場を作ります。ということは、結局その近郊から東京へ流れ込んでくる人口をその現場で食い止める、そこに安定させるというところに相なりますので、それだけでも相当の効果があるのではないかと期待しております次第でございまして。

それから第二点の、すでに東京に集まつた人口を分散することができるか

という質問でございますが、それは直接にはちょっと、すでに集まった人口を外へ持っていくことはあまり期待できないのでございますが、周辺の都市が発展いたしまして、さらにそこにいろいろな工場なり何なり職場ができ、また文化的にも発展していきますれば、ある程度、さらにそれに付け加えまして、元の東京の方が人口過密で苦しくなってくるということになりますれば、これはロンドン等外国の都市の例に見ますように、その中心部の人口が逐年この大都市でも減つておる傾向がありますが、そんな工合に周辺にやはり人口が逃げ出すということも期待できるのではないかと考えております。

○石井桂君 松井さんの今の御答弁を聞いていますと、近郊に工場や何かを作つて、そこへ職場を与えれば、かなりの人口の流入を食いとめるというようにお聞きしたのであります。結論としては、ところが、東京へ人間がうんと集まつてくるのは、職場だけの関係じゃ私はないと思うのです。それは文化だとか、政治とか、経済の中心になつていきますからね。東京へ集まることによつてあらゆる生活上の満足を与えられるという魅力があつて、集まつてくることだろうと思うのです。

だから、職場だけの問題では私はないように思うのです。そこで首都圏整備法に盛り込んだことで流入人口が防げるかという疑問が私にあるわけですよ。それを防げるのだという説明をして下されば、私は満足するわけなのですがね。

○政府委員(松井達夫君) まあ都市が

だんだん発展いたしまして、それに何と申しますか、文化の程度が発達いたしますと、いわゆる一次産業とか二次産業とか最もここで端的に問題となります職場を目安にする人口の以外に、いわゆる第三次産業と申しますか、そういういたる行とかその他の原始産業に關係のない人工の比率が大都市等にふえてくる傾向があるのは、御存じの通りでございますが、いわゆる職場と關係なく増加する人口と申しますのは、そういういたるような人口のことを言われるのじゃないかと思ひますが、これらの点につきましても、周辺の都市を整備いたしまして、そういういたる都市の文化も高まり、経済的にも強力になりますと、従つてそういう方面にもそういった三次産業の人口の比率もふえることが予想されますので、必ずしもそういういたる人口が全部東京にだけ集中するということを心配しなくともいいのじゃないかと思はれるのであります。なお、そのほかに、常に識者の間に問題になりますのは、学校、大学などがございまして、こういったものをこの法案で工業等制限区域と申しますところの一部といたしまして考えておるのでございまして、そういったような文化的な施設もなるべく東京に集中しないようにいたしまして、周辺にそういった施設ができるように持つていくことができれば、相当人口の集中を緩和できるのでないかと考えております。

○石井桂君 ようやく私が聞かんとすると、ここに近づいてきたようですが、首都圏整備法というものを出す以上は、やはり首都に人口が集中するようなの

のの根源を絶つというような方向に向つていかないと、なかなかできないのじゃないかという考えなんです、私は。そこでまあ工場や何かを地方へ誘致して、そこに職場を設けるということも一つのこれは大きな施策だと思ひます。思ひますが、今、松井さんの触れられたたとえ都内にある東京大学とか、あるいは早稲田大学とか、慶応大学とか、明治大学とか、とにかく日本中の大学の一番Aクラスがみな東京に集まつてゐるわけですね。これをまああしたかあさつての間に短期間に片づけろといつても無理ですが、首都圏整備法というものが出てくる以上は、まあたとえ百年かかっても、とにかく首都圏の端の方へでもそういう学校を持つていくのだということになれば、何万人かの人間はそちらに集中できると思ふのです。で、新しい者が流入するのを防ぐのも一つの方法ですけれども、だんだん流入の速度ですか、速度を断ち切るのには、やはり根源を向うに持つていかなければ非常に私は困難じゃないか。そこでこの首都圏整備法の対象とする仕事の中に、そういう大学や何かを移す計画が含まれておるかどうか、そういうことも考えられておるかどうか、そういう点をまずお聞きしたいのですかね。

○政府委員(松井達夫君) お答え申し上げます。今、既成の明治大学とか、早稲田とか、慶応とかいう大学を、首都圏の整備計画といたしまして移転計画を立てるといふところまで、実は今のところ考えておりませんのでござい

ますが、委員会が発足しまして、将来の業績によりましてあるいはそういう

うことがあるかもしれません、今のところはそういうことは考えておりません。

○石井桂君 これは学校ばかりで単に越中島から防衛庁が隠れ関かんかへ越して来たので、何千人かの移動があつた、そこで越中島付近の商店は上つたりになつちやうと同時に、人けもまばらになつたという記事が載つておるのですよ。そういうふうに、明らかに人を集める施設も、東京にどうしてなければならぬようなものは、置かなければならぬと思ふのです。しかし、静かな所でも勉強した方が私は能率が上ると思ふのです。お隣にすぐ映画館なんかあつて、どんちゃんやつてゐる所で勉強するよりは、武蔵野の原でクヌギ林の中で勉強した方が、僕はいいと思ふ。そういうものは首都圏整備法にやはり盛り込まれてなければ、私は理想的でないと思ふのです。それで移転計画はないとおっしゃつていますが、首都圏整備法をお作りになるときはなくとも、そういうことができるよになつていった方が、私は将来国を、首都圏を整備するためには非常にいいんじゃないか、こう思ふのですが、その点はいいかがですか。これから松井さんは大局長になられるわけですから、大きな抱負を持つておられないと思ふので、それでお聞きするわけですよ。

○政府委員(松井達夫君) お説はまことにこもつともございまして、なるべくそういう工合にはかりたいと思つております。今のところ、工業等制限というように、そういう

ような施設が新設されあるいは増築されるというやうなのを禁止する、制限するといふ程度にこの法案では考えておりまして、積極的に現在ございまして施設を持つていく、外に持つていくといふところまで、実はまだ考えておらないのでございます。

○石井桂君 私はなぜこんなにしつこく言うかといふと、都内のたとえ日本大学とか、明治大学とか、いろいろな大学があるのですが、校舎が狭くて実際は分校は遠い所へできてゐるのです。世田谷にあるとか、それから慶応などは神奈川県の日吉とか、向うの方へ持つていつてゐる。実際はそれでどう無策でおつて、一ぱいになつて、どうにもしようがなくなつて移転するといふよりは、あらかじめ首都圏の整備をするのだという法律ができるのだから、それはやはり学校当局とも話し合つて、自発的にこの大学はどこへ行くとか、慶応大学はどこへ行くと

いう計画が、どうもあつてもいいように私は思ふのですから、しつこく聞くので、決して私は松井さんの心にもないことを吐かせようという魂胆は一向ありませんから、実に純真な気持ちで聞いているわけで、どうぞ安心してながら答弁していいですよ。それが証拠に、なぜかなくて、しめつけるということ

はしませんから……。

○委員長(赤木正雄君) 私は一つ聞きたいのですが、首都建設委員会が今までなされた記録はここにありますが、われわれ手元にもあつて、参考書の中にもありますが、この首都建設委員会では調査その他のことは、実際実行に移されたものは何々ですか。

○政府委員(松井達夫君) 実行に移さ

れましたのは、首都建設委員会が計画いたしました、いろいろな東京都の都市施設、公共施設等十数項目ございまして、それらはある程度非常によく行っているものもございまして、またほとんど見るべきものがない程度のものでございまして、予算の関係その他で、いろいろ進捗状況もまちまちでございますが、すべての公共施設と関係しておりますので、その進捗も、実施に移されたと申しますものも、いろいろあるわけでございます。

○委員長(赤木正雄君) それじゃ、もう少し尋ねますが、かりにこの先ほど申しました首都建設の事務局の報告の五十五ページにある「首都建設緊急五年計画財源別実績調」とあります、これが公共事業がたぐさんある。これはあなたの方で調べになったのであります。あるいは各所属官庁で調べたものをここに掲載しておられるのですか。

○政府委員(松井達夫君) ここにあげております表は、これは東京都の方で調査いたしました表でございます。実績を調べまして、表を作ったわけでございます。

○委員長(赤木正雄君) もう一つ伺いたしたいのは、先ほど石井先生からも御質問がありました、学校関係のことでございまして、それと同じように、首都圏というものは、これはむしろ国土総合開発の一環、そういうふうな観点で、何も首都圏云々ということではなく、経済企画庁の方がこういう構想を持ち、国土総合開発の一環から当然すべきものであると思ひますが、それはどうですか。

○説明員(水野岑君) ただいまの委員

長の御意見は一つの御意見でございまして、先ほどの逐条説明で御説明申し上げました通りに、首都というものを中心にいたしまして、広域にわたって首都圏というものを構想いたしました。そして、市街地の整備計画を作っていく、いわばこれは広域的な都市計画に近いものであります。そういうこの都市計画的なものを経済企画庁が国土総合開発の一環としてやること、果して能率的であるか、あるいは現に首都建設委員会という機構がござい

ますので、これを発展的に解消して、そういうふうな、この法案にございまして、整備委員会というものを設けて、そして、その首都圏整備委員会がそういう広域にわたる都市計画的なものを作つて推進していく、それで、この首都圏の持つ役割の重要性にかんがみまして、特別に一つ首都圏整備委員会が遂行していく、こういうことが事業を円滑に推進していく上に適當なものでないかというふうに私もは考えまして、この法案を提案いたしましたのでござい

ます。で、ただいまお話しがありましたように、ただし、この首都圏整備計画も全体的な観点に立つて十分均衡のとれたものでなければならぬことは、もう御指摘の通りでございます。従いまして、国土総合開発法で規定されております国土の開発、利用、保全等の見地から、この全国総合開発計画、こういうものは十分尊重いたしまして、その全国計画の下部の計画として進めていくべきものだと存じているのでござい

ます。従いまして、本法案におきましても、附則の第十二項で、そういう全国計画等の北海道総合開発計画と首都圏の整備計画との調整は内閣總理大臣が行うというふうに、附則十二項で国土総合開発法を改正している次第でござい

ます。○委員長(赤木正雄君) 私は国全体を一つの都市計画と、こう思っているのです。決して首都圏だけが都市計画じゃない。そういう観点から、あるいは商業地域を大阪方面に置くとか、あるいは学校を特に静岡方面に設けるとか、そういう観点から、国土総合開発の一環として、あるいは国土総合開発の審議が非常に粗漏ならば、その中にやはりこういう精神的部門を作つてそこでやるならば、国土総合開発の一環として、何も摩擦も起らずに国全体の都市計画ができる、こういうふうな思ひでございます。要するに、経費の上においても非常に節約になりますし、また各省の摩擦もなく、それがほんとうの国土総合開発の一環でもあり、また首都圏の発達する原因でもあるように思ひますが、あるいは運輸の関係からしても、交通の関係からしても、通信関係からしても、すべてそういうふうにお考えですが、それに対するあなたの方のお考えはどうですか。

○説明員(水野岑君) 首都圏の建設と秩序ある発展をはかるために強力に事業を進めていく、こういうためには、国土総合開発法で経済企画庁が実施するということも一つの案ではござい

ます。○委員長(赤木正雄君) 前刻石井君からもお話がありましたが、第二条の各項を初めとして、本法では多数政令で定めるところに委任されておるのであります。それでまあ政令の内容は、まだ今後委員会、審議会等において内容がきまつていくという松井さんのお話ですが、従つて、私はこの際資料をいただくという意味ばかりでもないのです。この委員は要するに四人だということですが、これは審議会の審議委員、これも大体の区画はしてあります。そこで私の言いたいののは、関係行政機関の職員、学識経験のある者、こういう方々の人をお集めにな

る。○村上義一君 前刻石井君からもお話がありましたが、第二条の各項を初めとして、本法では多数政令で定めるところに委任されておるのであります。それでまあ政令の内容は、まだ今後委員会、審議会等において内容がきまつていくという松井さんのお話ですが、従つて、私はこの際資料をいただくという意味ばかりでもないのです。この委員は要するに四人だということですが、これは審議会の審議委員、これも大体の区画はしてあります。そこで私の言いたいののは、関係行政機関の職員、学識経験のある者、こういう方々の人をお集めにな

る。○村上義一君 前刻石井君からもお話がありましたが、第二条の各項を初めとして、本法では多数政令で定めるところに委任されておるのであります。それでまあ政令の内容は、まだ今後委員会、審議会等において内容がきまつていくという松井さんのお話ですが、従つて、私はこの際資料をいただくという意味ばかりでもないのです。この委員は要するに四人だということですが、これは審議会の審議委員、これも大体の区画はしてあります。そこで私の言いたいののは、関係行政機関の職員、学識経験のある者、こういう方々の人をお集めにな

の人の内訳、また併任者三十名、三十名にも限らないでしようが、とにかくこれらの方の、大体どういう方面の人々を併任されるのか、それを伺いたいと思ひます。これはでき得れば資料もいただきたいと思いますのであります。

かく申しますのは、一面において、ただいま委員長が述べられたように私も感ずるのです。また石井委員が前刻学校関係について主としてお述べになりましたが、そういうことを私も痛感しておるのです。今水野さんが、特定地域十九も指定して、それが円滑にま

た有効に進捗しておらぬというお話で、私もそう思つております。思つておりますが、実際は、国土開発という大きな中の、これが特性を持った一部があるのが筋だという感じを持つておるものであります。特に今回のこの法律の構想から申しますと、各自治団体、また各省大臣の権限に属する事項の頭だけをちよん切つて、ここで取り扱うというふうに見えるのであります。もちろん実施はここではしないというところであります。しかし非常にここに、各省間で円滑に進捗することには無理があるように思ひます。そういうふうな趣旨からも、各省、また各自治団体との間の摩擦を避けてスムーズに計画が実現していくようにはかるために、非常な今後そこに微妙な問題があると思ひます。従つて、事務局を初めとして審議会の委員、またこの最高の委員の構成が非常に問題になつてくるだろうと思ひます。それが、承統別に今考へておられる点の一つ知らせていただきたい、そう思

のです。

○説明員(水野孝君) 私から御答弁させていただきます。なお十分でございます。後刻資料でお出しすることにしたと思いますが、まず第一に、委員会の委員の選考方針でございますが、これはいづれ充足いたします首都圏整備委員会を担当するであろう国務大臣によって任命されることとでございます。具体的なことにつきましては御説明はできかねるのでございますが、大体私も考えております方針としては、まず都市計画関係、土木建築関係、地方行政関係、そういうような各界にわたります、一流の専門家を常勤委員あるいは非常勤委員に任命をいたしまして、この御案内の通り、行政委員会がほんとうに機能を發揮するかどうかというところは、一にそこにかかっているところでございます。一流のりっぱな人物を集めたい。これもただいま申しましたように、一つのセクションに偏しませんで、広く各界にわたって選考して参りたいというふうに考えておるのでございます。

をいたしまして、適当なりっぱな人を選んて参りたい、御案を申し上げていきたいというふうに考えておるのでございます。それから事務局の職員の問題でございますが、三十一年度は、先ほど申しました通り、事実上五十二名程度を確保するということが政府といたしてはなっております。この十二名の差の分につきましては、一つは常勤労働者、これは予算措置だけで可能でございますので、その常勤労働者を予算的措置によって確保していく。それと同時に、関係各省、これは主としてこの仕事に関係する省といたしましては、何といひましても運輸省、それから通商省、この二省が非常に密接な関係があるだろうと存じますが、この二省とは特に御相談をいたしまして、緊密な連絡をとりまして、それからなお申し落しましたが、建設省、これも一番関係の深い省でございますが、運輸省、通商省、建設省、この三省と十分密接な連絡をとりまして、それぞれ併任措置でりっぱな人を出していただくようにしたいと思ひます。建設省だけで併任してしまふ、建設省の職員だけで占めてしまふ、こういうようなことはとうていいたすべきことではございません。十分承知しておるのでございまして、運輸省なり通商省、そういうような省と十分密接な連絡をとって、りっぱな人を併任措置でこの整備委員会に来ていただくようにやうに参るつもりでございます。

○村上義一君 せつかくこういう法律ができて、委員会なり事務局ができて、またりっぱな計画が立つても、これがスムーズに実現しないのじやまことに遺憾にたえないのであります。その点を特に——こういう構成の機関はとかくスムーズに実績が上らぬというふうな従来苦い経験を重ねて来ているのでありますから、特にこの今配付されました衆議院における付帯決議であります。これはお尋ねしても無理だと思ひますけれども、ここに、三十二年度の予算から一括計上して計画に基いた予算を計上して配付する、おそれくこれは特別失業対策費のごとき方法を考へておられるのだと思ふのであります。これが、これまた非常に問題であると思ふのであります。この首都圏の範囲内だけの仕事はまじいと思ふのであります。が、圏外の仕事と不可分の問題がずいぶんあるのでありますから、非常にこれはむずかしい問題だと思ふのであります。また一面において民間との分もありましますし、また公社とかいったような組織もありましますし、非常に複雑だと思ふのであります。これはどういふような意味に御解釈になつておるのですか、この衆議院の決議は。

○政府委員(松井達夫君) 先ほど逐条の説明のときにも申し上げましたように、私どもが事業計画として考へておるものは、国で直接やる仕事でございます。また、あるいは国が補助その他でタツチをする仕事、あるいは財政援助等で国が援助するやうな仕事、こういう範囲の事業計画を考へておる次第でございます。また、そういう仕事の中にも、この首都圏の内部だけの問題もございますし、また今御指摘になりましたように、外部との全体的な関連を持った仕事もあるわけでございます。そして、そういう仕事の中にも、そう

いった場合に仕事の性質によりまして取捨しなければならぬこともあるのではないかと考へておる次第であります。それでこの付帯決議に言つておりますように、三十二年以降の事業計画を一括計上するやうな場合にも、その一括計上の範囲というものはやはり相当これは研究しなければいけないのではないかと考へております。

○委員長(赤木正雄君) もう一つお伺いしたいのですが、やはり村上先生と関連したことですが、たとえば言いますと、地域給がござまして、非常にまあある町村と付近の町村とその地域給の差のために困難にしている事情が方々にある。いづれ逐条審議に入ります。が、この圏内に入つておるところにおいては、学校建設に対しても国は補助する。これは「国の補助」といふ所に、第二十五条に書いてある。そうすると、圏内の、首都圏内の府県は学校の建設に対しては、これは非常に大きな問題になつてくると私は思ふのです。どういふ観点でそれをうまく調整なさるか。これは今でなくともいいです。からして、十分研究して、この次までに返事してほしいと思ひます。

○石井桂君 もう一つ、まあ先ほど委員長が御質問になつた首都建設委員会がどういふ事業をしたかという御質問に対して、事務局長からパンフレットにあるやうにとつさり仕事をしたというお答えがあつたのですが、私はまあ首都建設委員会は計画はしたけれども、あまり実現はしなかつたように思つてゐるのだけれども、それが酷評だつたら取り消してもよろしうござ

います。そこでなぜそういうことを私が言ふかというところ、せつかくこの首都建設委員会を發展的に解消して首都圏整備委員会というものにするのだから、それは先ほど村上先生がおつちやつたやうに、実行力のある委員会を作らなければならぬと思ふのです。そこで首都建設委員会がなぜ活動がでなかつたか、こういうことを一べん反省してみることがあると思ふのだけれども、事務局長たる松井さんはどういふところに欠点があつたかというところは考へてみたことありませんか。

○政府委員(松井達夫君) もちろんいろいろ考へてみております。まあ今までの首都建設委員会では、今度の首都圏整備委員会にいたしまして、自分のところで事業計画を立てるといふ法律的な権限がないわけでありまします。ただ計画を立てて、それを尊重するように勧告をするというだけのことでありまします。しかし一方においては、その計画による事業を推進するということも首都建設法には書いてございます。一つの例をとつて申し上げますと、たとえば小河内のダム建設等につきましては、首都建設委員会の各委員の方々は、これは非常勤の委員でございますが、しよつちゅう出てこられまして、関係当局、大蔵省とか自治庁とか、あるいはまたその他の関係の方面に、非常にいろいろ働きかけられまして、そのせいばかりとは決して申し上げませんが、当初よりやうやく二十億か二十幾らくらい——たとえば起債等につきましては、三十年代におきましては三十五億ももらへるやうなことになるまで、まあ小河内のダムの建設もどうやら今年中くらい

及び一般諸車の交通ひん繁で道路の破
じんは市街地にたちこもり濃務にひと
しく、その上道路の破損がはなはだし

衛隊東部隊及び国道筋の交差点までの間をすみやかに舗装せられたいとの請願。

第一一三八号 昭和三十一年三月三十日受理

北海道道費支弁道路千歳支笏湖線の国費支弁道路昇格等に関する請願

請願者 北海道千歳郡千歳町長

山崎友吉外一名

紹介議員 木下 源吾君

道費支弁道路千歳支笏湖線は、国立公園支笏湖に通じ、さらに奥地千歳鉱山及び沿線数万町歩の国有林産物資の搬出に重要な役割をしているばかりでなく、米軍及び自衛隊演習道路として防衛上重要な路線でもあるから、すみやかに国費支弁道路に昇格すると共に舗装を施行せられたいとの請願。

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局